

公益社団法人大阪市シルバー人材センター

傷 害 保 険 金 給 付 表

(2019年4月現在)

	傷 害 の 程 度			
	死 亡	入 院	通 院	後 遺 障 害
支 給 条 件	事故が原因で、事故日から180日以内に死亡したとき	事故のため入院し、平常の生活機能を失ったとき	事故のため、平常の生活機能が減少し、入院によらず医師の治療を受けたとき	事故日から180日以内で、身体に後遺症が残ったとき
給 付 額	1,000万円	1日あたり 3,000円 ただし、事故日から180日以内	1日あたり 2,000円 ただし、事故日から180日以内の90日限度（就業日を除く）	18万円～1,000万円の範囲内で障害の程度による

※ 就業日（実際に就業した日）に通院された場合は、通院保険金の給付対象になりませんのでご注意ください。（事故日を除く）

※ 通院が必要な場合は、就業を休んでいただくこととなります。

※ 保険金の請求には医療機関が発行する診断書の提出が必要です。



事故が起きてからでは遅いです！

就業中の賠償事故が増加しています。

また、就業中の事故が増加傾向にあり、とりわけ高額な賠償事故が増加しています。保険会社から支払われる賠償責任保険の保険金額が年々高額になっており、それに伴ってセンターが負担する保険料も上昇傾向にあります。

センターの【会員就業規約】では、センターの加入する保険でてん補できない（保険対象外、減価償却分、免責分）場合は会員が負担することとなっています。

現在の賠償保険の免責額は、1事故あたり、30,000円となっています。

万一、就業中に賠償事故を起こされた場合は、ご負担を求める場合がありますので、事故を起こさないよう十分注意のうえ就業してください。